

答 申 第 1 号  
令和2年1月14日

鎌ヶ谷市長 清水 聖士 様

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 仁平 勝之

鎌ヶ谷市個人情報保護条例第9条第1項第5号及び第9条の2第2  
項の規定による諮問について（答申）

令和元年10月4日付け鎌市第841号により諮問のあったことについて、下  
記のとおり答申します。

## 記

### 第1 審査会の結論

コンビニエンスストア等（以下「コンビニ等」という。）における住民票  
等の自動交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）に係るオンライン  
結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供については妥当と判断す  
る。

### 第2 諮問する根拠

実施機関は、鎌ヶ谷市個人情報保護条例（平成12年鎌ヶ谷市条例第1号）  
第9条第1項の規定により、原則として、保有する個人情報を実施機関以外  
のものに提供してはならないこととされている。

また、保有個人情報のオンライン結合による外部提供については、同条例第  
9条の2第1項の規定により制限されている。

上記の規定に係る例外として、同条例第9条第1項第5号の規定による「公  
益上の必要その他相当の理由があると認められるとき」及び同条例第9条の  
2第2項の規定による「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、保有  
個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合」に  
該当するか否かを審査会に諮問するものである。

### 第3 実施機関の主張要旨

- ・ 平成28年1月から開始された社会保障・税番号制度（マイナンバー制  
度）の実施に伴い、令和2年1月20日からコンビニ交付の実施を予定し

ている。

- ・ 市では、コンビニ交付により、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、市県民税の課税（非課税）証明書の各種証明書の交付を予定している。
- ・ コンビニ交付の実施にあたり、本人認証等を行ったうえで各種証明書の発行を行うためには、市が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）と委託契約を締結し、J-LISが構築・運用する証明書交付センター広域交付サーバと鎌ヶ谷市の証明書発行サーバを地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク（LGWAN）の通信回線により結合させる必要がある。
- ・ コンビニ交付サービスにおいては、主に次に掲げる措置により、個人情報の保護が図られている。
  - （１） システム内の通信については、専用回線を利用することに加え、通信内容を暗号化することで、通信の安全性が確保される。
  - （２） 証明書の発行後、キオスク端末内の証明内容データは完全に消去されるため、キオスク端末及び証明書交付センターでは、証明内容データの情報は蓄積しない。
  - （３） 発行される証明書には、コピー防止対策としての「けん制文字」の使用、改ざん防止対策、偽造防止対策の処理が施されている。
  - （４） コンビニ店舗においては、キオスク端末では、申請から交付までのすべての手続きを申請者本人で行うこと、画面表示や音声案内による個人番号カード（マイナンバーカード）及び証明書の置き忘れ防止対策を講じていること、証明書の誤印刷が発生した場合に店員が個人番号カードを見ずに返金するよう対応することとしている。
- ・ これらの内容から公益性が高く、また、個人情報の保護に関して適切な措置が講じられているものと考え、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第9条第1項第5号及び第9条の2第2項の規定により、貴審査会へ意見を求めるものである。

#### 第4 審査会の判断

コンビニ交付の導入により、市役所の窓口の業務時間外や全国のコンビニ等で各種証明書等が取得できることは、市民の利便性の向上や行政の効率化が期待されるものであり、公益上の必要性は高いと考えられる。

コンビニ交付における個人情報保護の措置として、外部機関であるJ-LISの交付サーバと実施機関である市の証明発行サーバがLGWAN回線で結ばれ、暗号化された申請者の情報に基づき証明書が発行される仕組みであり、第三者が個人情報を入手できないシステムとなっている。

コンビニ交付サービスにおいては申請から交付までの操作を、第三者が介在せずに市民本人が行うことになっている。キオスク端末から出力される証明書には偽造や改ざんの防止処理が施され、キオスク端末自体には出力した証明書のデータを蓄積しないものとなっており、個人情報の漏洩防止対策が図られている。

キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書等の取り忘れの防止対策を実施している。

以上のことから、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる。

## 第5 実施にあたっての留意事項

実施機関において、コンビニ等の機器の設置状況やコンビニ交付の発行場所における個人情報保護措置を実際に検証し、問題が認められる場合には是正を求めるなど、個人情報の保護を確実なものとすることに留意願いたい。